

社会福祉法人 小坂ふくし会
指定介護老人福祉施設サンホーム大石平運営管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小坂ふくし会が経営する指定介護老人福祉施設事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入所者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、且つ入所者等の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立って施設サービスを提供するよう努め、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村をはじめとする各関係機関との綿密な連携に努める。

2 本施設において提供する施設介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

3 入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。

4 入所者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

7 サービス提供にあたっては、当該入所者及び他の入所者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は原則廃止し入所者の行動を制限する行為は行わない。

(施設の名称)

第3条 本施設の名称は次のとおりとする。

指定介護老人福祉施設サンホーム大石平（以下、「施設」という。）

(施設の所在地)

第4条 本施設の所在地は次のとおりとする。

秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平30番地

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1 名
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1 名（嘱託医）
医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1 名
生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 介護職員 17 名以上
介護員は、施設介護サービスの提供にあたり入所者の心身の状況等を的確に把握し入所者に対し適切な介護を行う。
- (5) 看護師 2 名以上
看護師は、常に入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。
- (6) 栄養士 1 名
栄養士は、入所者の栄養保全のため給食計画（献立）を策定し、入所者のニーズを把握して給食全般に関するサービスを提供する。
- (7) 機能訓練指導員 1 名（兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1 名
介護支援専門員は、入所者等の介護サービス計画を立案するとともに、サービス全般の実施状況を把握し必要に応じて介護サービス計画の変更をする。
- (9) 宿直員 1 名
宿直員は、夜間の災害防止、緊急時の連絡対応等を行う。

（職員の心得）

第6条 職員は、施設の目的及び運営方針に則り、入所者の接遇には無差別公平を旨とし深い理解と愛情を持ち、この事業に対して強い愛情をもって施設の運営向上に努めなければならない。

2 職員は、担当業務に関しては常に創意工夫に努め、その活動等の記録を整備しておかなければならない。

（入所者の権利）

第7条 入所者は、人種、性別、信条、宗教、社会的身分または、門地により差別的な、或いは優先的な取り扱いを受けない。

（利用定員）

第8条 施設の入所定員は50名とする。但し、災害やその他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(サービスの内容)

第9条 施設のサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介護を行う。

- イ 排せつの介護
- ロ 移動の介護
- ハ 入浴・整容の介護
- ニ 食事の介護
- ホ 更衣の介護
- ヘ 通院等外出の介護
- ト 清掃
- チ 洗濯
- リ 金銭管理
- ヌ その他必要な援助

(2) 健康管理サービス

- イ 嘱託医による回診
- ロ 健康相談
- ハ 生活指導
- ニ その他健康管理に必要なサービス

(3) 機能訓練サービス

入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに入所者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- イ 秋田労災病院、理学療法士及び作業療法士による機能訓練
(理学療法士 週1回)
- ロ 日常生活動作に関する訓練
- ハ 体操
- ニ レクリエーション
- ホ 行事的活動
- ヘ 趣味創作活動

(4) 認知症入所者への援助活動

一人の人間としての人格を尊重し、人としての尊厳を持ち続けることができるよう援助する。

- イ 回想法による援助

ロ グループ活動

(5) 移送サービス

障害等の程度、地理的条件、家族の状況等により送迎を必要とする入所者については専用の車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(6) 介護（介助）の種類（必要に応じて行う）

- イ 排せつ用具の準備・後始末
- ロ 排せつ時の移乗・移動介助
- ハ 排尿・排便介助（ポータブル介助含む）
- ニ おむつ交換
- ホ 留置カテーテル介助
- ヘ その他排せつに関する介護（介助）
- ト 体位交換介助
- チ ベッド・車椅子等の移乗・移動介助
- リ 歩行介助
- ヌ その他移動に関する介護（介助）
- ル 入浴の準備・後始末
- ヲ 一般浴の介助（洗髪・洗身等）
- ワ 特殊浴槽の移乗・移動介助
- カ 特殊浴の介助（洗髪・洗身等）
- ヨ 清拭
- タ 洗面介助
- レ 口腔清潔介助
- ソ その他入浴・整容に関する介護（介助）
- ツ 食事の準備・後始末
- ネ 配膳・下膳
- ナ 食事の介助
- ラ 経管栄養の準備・実施・後始末
- ム その他食事に関する介護（介助）
- ウ 衣服等の準備
- エ 更衣介助
- ノ その他更衣に関する介護（介助）
- オ 通院等外出に伴う介護（介助）
- ク その他必要な介護（介助）

(7) 相談、助言等に関すること

入所者及びその家族に日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

イ 日常生活動作に関する相談・助言

ロ 福祉用具の利用法の相談・助言

ハ その他必要な相談・助言

(施設サービス計画の作成等)

第10条 施設介護サービスの提供を開始する際には、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。

2 施設サービス計画の作成・変更の際には、入所者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 入所者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(入所)

第11条 施設は介護保険法第87条第2項の規定に基づき、入所者等からの申し出があったとき、契約により入所させることができる。

2 管理者は、次に該当する場合は契約を拒否することができる。

(1) 他の入所者に重大な影響を及ぼす感染症の疾病、伝染病等が医師の診断で明らかの場合

(2) かかりつけ医から、既に医療の必要が診断されている場合

(退所)

第12条 入所者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し退所するものとする。

(1) 入所者等から退所の申し出があったとき

(2) 病院、又は診療所に入院の必要性が生じ、診断によりその期間が3か月以上と見込まれるとき

(3) 無断で7日以上帰所しなかったとき

(4) 要介護度に変更が生じ、要支援、自立と認定されたとき

(5) 入所者等が養護老人ホーム等の措置施設への入所が決定したとき

(6) 入所者が死亡したとき

(7) 介護保険法第11条第2項に該当したとき

(8) この規程及び施設介護サービス利用契約書に違反したとき

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 施設は、入所者の退所に際して入所者等又はその家族に対し、適切な支援を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(死亡)

第14条 入所者等が死亡したときは、死亡日時、原因、その他必要な事項を入所者等の関係者に通知し、速やかに処理をするものとする。

(葬儀の代行)

第15条 死亡者の葬祭については、施設は原則的にこれを行わない。

(利用料等の受領)

第16条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、別紙1に定めるサービス利用額の支払いを入所者から受けることができる。

4 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に入所者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、入所者または、家族の同意を得る。

5 利用料の支払は、現金または銀口座振込みにより、指定期日までに受ける。

(利用料の変更)

第17条 入所者の要介護状態の区分に変更があった場合、前条第1項の利用料金を変更するものとする。

2 入所者の経済的事由により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法等関係所法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとする。

3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、前条第3項の利用料金を相当な額に変更することができる。

4 介護保険法等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとする。

5 前2項の変更があった場合は、入所者等に事前に通知するものとする。

6 入所者等が、前項の変更に同意することができない場合には、施設は契約を解除することができる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 サービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 来訪者は、面会時間を厳守し、必ず来訪者名簿に記入し職員に届出をする。

(2) 外泊・外出の際には必ず行き先と帰園時間を職員に申出をし、許可を得てから行う

ものとする。

- (3) 施設内の居室や備品、什器は本来の用法にしたがって利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償請求をする場合がある。
- (4) 決められた場所以外での喫煙及び飲酒は禁止する。
- (5) 騒音等他の入所者の迷惑になる行為及び他の入所者の居室にみだりに立ち入ることは謹むものとする。
- (6) 衣類等については氏名を記入し、所持品については管理台帳にて管理するものとする。
- (7) 自らの手による金銭管理が困難な場合は、預り金管理要綱に基づき金銭管理サービスを利用することができる。
- (8) 施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動は禁止する。
- (9) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止する。

(サービス提供記録の記載)

第19条 施設介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該施設介護サービスについて、入所者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第20条 施設の職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第21条 提供した施設介護サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入所者の家族又は保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 入所者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(身体的拘束等の禁止)

第25条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(各種届出)

第26条 入所者等は、次の各号に該当したとき、その旨を口頭または届出用紙により管理者に届け出なければならない

(1) 身元引受人の身上に異動が生じたとき

(2) 感染性の病気、伝染病等身体に異常を感じたとき

(3) 外出及び外泊のとき

(4) 施設で食事を摂らないとき

(5) 金銭管理の依頼のとき

(6) 外来者が、入所者等に面会または宿泊しようとするとき

(衛生管理等)

第27条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(緊急時に於ける対応方法)

第28条 施設介護サービスの提供中に入所者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生したときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(協力病院)

第30条 施設は、入院治療等を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第31条 施設は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(その他運営についての留意事項)

第32条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 階層別研修 随時

2 施設は、この事業を行うため、職員、設備、会計に関する記録及びケース記録、入所者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 施設は、その運営に当たっては、地域住民または、その自発的活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成17年3月31日までの間は、旧措置入所者は介護保険法施行法第13条の適用を受けるものとする。

この規程は、平成14年11月30日から施行する。

(経過措置)

平成22年3月31日までの間は、旧措置入所者は介護保険法施行法第13条の適用を受けるものとする。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成19年10月27日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

(平成19年10月27日理事会議案第19号)

(経過措置)

当分の間は、旧措置入所者は介護保険法施行法第13条の適用を受けるものとする。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。(平成22年5月31日理事会議案第2号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。(平成24年12月20日理事会議案第9号)

この規程は、平成27年12月17日に改正し、平成27年8月1日から適用する。

(平成27年12月17日理事会議案第5号)

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年6月10日理事会議案第4号)

この規程は、令和5年6月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年6月14日理事会議案第3号)

この規程は、令和6年6月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年6月10日理事会議案第1号)

この規程は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年9月26日理事会議案第8号)

別紙 1

(1) 居住費・食費の負担額

区分	居住費	食費	備考
利用者負担第 1 段階	0 円	3 0 0 円	1 日あたり
利用者負担第 2 段階	3 7 0 円	3 9 0 円	
利用者負担第 3 段階①	3 7 0 円	6 5 0 円	
利用者負担第 3 段階②	3 7 0 円	1, 3 6 0 円	
上記以外	8 5 5 円	1, 4 4 5 円	

(2) その他の料金

* 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

* 理容代	1回あたり	2, 0 0 0円
-------	-------	-----------

* 預り金管理料	1 月あたり	5 0 0 円
----------	--------	---------

* 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。